

29 議案第32号関係

(1)おいらせ町職員に関する旅費支給条例 新旧対照表 (抜粋) (第1条関係)

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公務のため旅行する職員に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。</p> <p>(1) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に退職(免職を含む。)、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員</p> <p>(2) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族</p> <p>(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族</p> <p>(4) 職員が出張のため外国旅行中に退職等となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員</p> <p>(5) 職員が出張のため外国旅行中に死亡した場合は、当該職員の遺族</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)</u>第16条第2号から第5号まで若しくは第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4 職員又は職員以外の者が町の<u>機関</u>の依頼又は要求に応じ公務遂行を補助するため旅行した場合には、<u>その者に対し</u>旅費を支給する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき</u>、公務のため旅行する職員に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。</p> <p>(1) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に退職(免職を含む。)、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員</p> <p>(2) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族</p> <p>(3) <u>勤続2年以上の職員</u>が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族</p> <p>(4) 職員が出張のため外国旅行中に退職等となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員</p> <p>(5) 職員が出張のため外国旅行中に死亡した場合は、当該職員の遺族</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条第2号から第5号まで若しくは第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4 職員又は職員以外の者が<u>市町村その他の機関の依頼又は要求に応じ若しくは職員以外の者が町の依頼又は要求に応じ</u>公務遂行を補助するため旅行した場合には、<u>その者の身分、公務の内容等を考慮し、その都度町長が定める</u>旅費を支給する。</p>

改正案	現行
<p>5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、町費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。</p> <p>6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により、旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）がその出発前に次条第3項の規定により、旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうち、その者の損失となった金額で町長が定めるものを旅費として支給することができる。</p> <p>7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により、旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他町長が定める事情により概算払を受けることができた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で町長が定める金額を旅費として支給することができる。</p> <p>（旅行命令簿等に従わない旅行）</p> <p>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行できない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2、3 略</p> <p>第10条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため、鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。</p> <p>（鉄道賃）</p>	<p>5 第1項、第2項及び前項の規定により、旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）がその出発前に次条第3項の規定により、旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうち、その者の損失となった金額で町長が定めるものを旅費として支給することができる。</p> <p>6 第1項、第2項及び第4項の規定により、旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関等の事項により概算払を受けることができた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部をそう失した場合には、そのそう失した旅費額の範囲内で町長が定める金額を旅費として支給することができる。</p> <p>（旅行命令簿等に従わない旅行）</p> <p>第5条 旅行は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行できない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2、3 略</p> <p>第10条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の等級の変更等のため、鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。</p> <p>（鉄道賃）</p>

改正案	現行
<p>第12条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）及び急行料金並びに座席指定料金による。</p> <p>(1) その乗車に要する運賃</p> <p>(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金</p> <p>(3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び第2号に規定する急行料金のほか、座席指定料金</p> <p>2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。</p> <p>(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの</p> <p>(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの</p> <p>3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。</p> <p>(船賃)</p>	<p>第12条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）及び急行料金並びに座席指定料金による。</p> <p>(1) その乗車に要する運賃</p> <p>(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金</p> <p>(3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び第2号に規定する急行料金のほか、座席指定料金</p> <p>2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。</p> <p>(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの<u>及び盛岡市への旅行（盛岡市を経由する旅行も含む。）</u>。ただし、<u>県内旅行の場合で片道50キロメートル以上のものについては、往路に限り、その乗車に要する特別急行料金</u></p> <p>(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの。<u>ただし、県内旅行の場合は、往路に限り、その乗車に要する急行料金</u></p> <p>3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。</p> <p>(船賃)</p>
<p>第13条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金による。</p> <p><u>(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃</u></p> <p><u>(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃</u></p> <p><u>(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</u></p> <p><u>(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現</u></p>	<p>第13条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金による。</p> <p><u>(1) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃</u></p> <p><u>(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗車に要する運賃</u></p> <p><u>(3) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現</u></p>

改正案	現行
<p>に支払った寝台料金</p> <p><u>(5) 公務上の必要により第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金</u></p> <p><u>(6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する経路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金</u></p> <p><u>2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。</u></p> <p>(車賃)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、<u>第10条</u>の規定により区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。</p> <p>3 略</p> <p>(日当)</p> <p>第16条 日当の額は、別表第1の定額による。ただし、<u>県内の旅行の場合又は県外の旅行で岩手県二戸市、軽米町、一戸町、洋野町、九戸村、及び秋田県小坂町へ旅行する場合における日当は、天災その他やむを得ない事情により宿泊をした場合を除き支給しない。</u></p> <p>(扶養親族移転料)</p> <p>第22条 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p><u>2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして前項の規定を適用する。</u></p> <p>(在勤地以外の同一地域内の旅行の旅費)</p>	<p>に支払った寝台料金</p> <p><u>(4) 職務の級の別なく第2号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金</u></p> <p>(車賃)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、<u>第12条</u>の規定により区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。</p> <p>3 略</p> <p>(日当)</p> <p>第16条 日当の額は、別表第1の定額による。ただし、<u>県内の旅行の場合における日当は、天災その他やむを得ない事情により宿泊をした場合若しくは次項に掲げる場合を除くほか、支給しない。また、県外の旅行で岩手県二戸市、軽米町、一戸町、洋野町、九戸村、及び秋田県小坂町へ旅行する場合の日当も支給しない。</u></p> <p>(扶養親族移転料)</p> <p>第22条 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(在勤地以外の同一地域内の旅行の旅費)</p>

改正案	現行
<p>第26条 <u>在勤地以外</u>の同一地域内における旅行については、<u>鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、次の各号に該当する場合には、当該各号に規定する額の旅費を支給する。</u></p> <p>(1) <u>鉄道100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル以上の旅行の場合には、第12条、第13条又は第15条の規定による額の鉄道賃、船賃、車賃</u></p> <p>(2) <u>前号の規定に該当する場合のほか、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃。ただし、当該旅行が第16条ただし書きにより日当が支給されない地域内の旅行の場合には、第12条、第13条又は第15条の規定による額の鉄道賃、船賃、車賃</u></p> <p><u>2 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項第1号の規定を適用する。</u></p> <p><u>(退職者等の旅費)</u></p> <p>第27条 <u>第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。</u></p> <p>(1) <u>職員が出張中に退職等となった場合には、次に掲げる旅費</u></p> <p><u>ア 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの旅費</u></p> <p><u>イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの旅費</u></p>	<p>第26条 <u>在勤地域外</u>の同一地域（<u>第2条第3項に規定する地域の区分による同一の地域をいう。ただし、町内、八戸市、十和田市、三沢市、六戸町及び五戸町を除く。</u>）内における旅行については、<u>鉄道賃、船賃、車賃及び移転料は、次の各号のいずれかに該当する場合を除くほかは支給しない。</u></p> <p>(1) <u>鉄道50キロメートル、水路30キロメートル又は陸路15キロメートル以上の旅行の場合には、第12条、第13条又は第15条の規定による額の鉄道賃、船賃、車賃</u></p> <p>(2) <u>前号の規定に該当する場合のほか、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃</u></p> <p><u>(退職者の旅費)</u></p> <p>第27条 <u>職員が出張中に退職等となった場合において支給する旅費は、退職等となった日にいた地から退職等の発令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日にいた地までの前職務相当の旅費とする。</u></p>

改正案	現行
<p><u>(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費</u> (職員以外の旅費)</p> <p>第28条 <u>第3条第4項又は第5項の規定により職員以外の者に</u>支給する旅費は、次に規定する額による。</p> <p>(1) 公務の遂行を補助するため旅行した場合には、他の法令に特別の定めがある場合を除き、<u>職員の旅費</u>に相当する額</p> <p>(2) 国民健康保険おいらせ病院に診療のため旅行した場合には、この条例の規定を準用した額とし、日当及び宿泊料については別表第3の定額による額</p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第31条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃(以下本条において「運賃」という。)、急行料金及び寝台料金(これらのものに対する通行税を含む。)による。</p> <p><u>(1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃</u></p> <p><u>(2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃</u></p> <p><u>(3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃</u></p> <p><u>(4) 公務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金</u></p> <p>(船賃)</p> <p>第32条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。)及び寝台料金(これらのものに対する通行税を含む。)による。</p> <p>(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、<u>最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅</u></p>	<p>(証人等の旅費)</p> <p>第28条 <u>職員以外の者が町の依頼又は要求に応じ旅行した場合に</u>支給する旅費は、次に規定する額による。</p> <p>(1) 公務の遂行を補助するため<u>証人、参考人、又は指導、援助等のため</u>旅行した場合には、他の法令に特別の定めがある場合を除き、<u>一般職の職務にある者</u>に相当する額</p> <p>(2) 国民健康保険おいらせ病院に診療のため旅行した場合には、この条例の規定を準用した額とし、日当及び宿泊料については別表第3の定額による額</p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第31条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃(以下本条において「運賃」という。)、急行料金及び寝台料金(これらのものに対する通行税を含む。)による。</p> <p><u>(1) 運賃の等級を2階級以上に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃</u></p> <p><u>(2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃</u></p> <p><u>(3) 公務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金</u></p> <p>(船賃)</p> <p>第32条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。)及び寝台料金(これらのものに対する通行税を含む。)による。</p> <p>(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃</p>

改正案	現行
<p><u>行の場合には、次に規定する運賃</u></p> <p><u>ア 最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合には、その階級内の最上級の2級下位の級の運賃</u></p> <p><u>イ 最上級の運賃を2又は3に区分する船舶による旅行の場合には、その階級内の下級の運賃</u></p> <p>(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</p> <p>(3) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金 (航空賃及び車賃)</p> <p>第33条 航空賃の額は、次に規定する旅客運賃(以下本条において「運賃」という。)による。</p> <p><u>(1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃</u></p> <p><u>ア 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)第34条第1項第1号ロに規定する特定航空旅行(以下「特定航空旅行」という。)をする者については、最上級の直近下位の級の運賃</u></p> <p><u>イ アに該当する以外の者については、アに規定する運賃の級の直近下位の級の運賃</u></p> <p><u>(2) 運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、最上級の運賃</u></p> <p><u>(3) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃</u></p> <p><u>(4) 公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、その座席のため現に支払った運賃</u></p> <p>2 略</p> <p>(支度料)</p> <p>第35条 支度料の額は、目的地の存する地域の区分及び旅行期間に応じ別表第5の定額による。<u>ただし、旅行期間15日未満の出張の場合の支度料は、別表第5の旅行期間1月未満の定額の2分の1に相当する額とする。</u></p> <p>2 略</p>	<p>現行</p> <p>(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</p> <p>(3) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金 (航空賃及び車賃)</p> <p>第33条 航空賃の額は、次に規定する旅客運賃(以下本条において「運賃」という。)による。</p> <p>(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最上級の運賃</p> <p>(2) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃</p> <p>(3) 公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その座席のため現に支払った運賃</p> <p>2 略</p> <p>(支度料)</p> <p>第35条 支度料の額は、目的地の存する地域の区分及び旅行期間に応じ別表第5の定額による。</p> <p>2 略</p>

改正案	現行
<p>(支度料の支給制限)</p> <p><u>第35条の2 支度料は、次に掲げる場合に限り支給する。</u></p> <p><u>(1) 留学など赴任に相当するものであり、旅行期間が相当長期（おおむね1か月以上をいう。）にわたる場合</u></p> <p><u>(2) 外国旅行につき、用品（保険料、医薬品、最低限の儀礼品及び携行品をいう。）を改めて購入する必要があると認められる場合</u></p> <p><u>(3) 次条の規定による旅行雑費の対象とならない任意の予防接種を受ける場合</u></p> <p><u>2 前項第2号及び第3号に掲げる場合の支度料の額は、前条の規定にかかわらず、別表第5の定額を上限とした実費を支給する。</u></p> <p>(退職者等の旅費)</p> <p>第38条 第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。</p> <p>(1) 退職等の日にいた地から退職等を知った日にいた地までの旅費</p> <p>(2) 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して本邦へ旅行した場合に限り、次に規定する旅費</p> <p>ア 退職等を知った日の翌日から出発の前日までの退職等を知った日にいた地の存する地域の区分に応じた日当及び宿泊料。ただし、日当については30日分、宿泊料については30夜分を超えることができない。</p> <p>イ 出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの旅費</p> <p>(旅費の特例)</p> <p>第40条 任命権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する理由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が、労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規</p>	<p>(退職者等の旅費)</p> <p>第38条 第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。</p> <p>(1) 退職等の日にいた地から退職等を知った日にいた地までの<u>前職務相当</u>の旅費</p> <p>(2) 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して本邦へ旅行した場合に限り、次に規定する旅費</p> <p>ア 退職等を知った日の翌日から出発の前日までの退職等を知った日にいた地の存する地域の区分に応じた<u>前職務相当</u>の日当及び宿泊料。ただし、日当については30日分、宿泊料については30夜分を超えることができない。</p> <p>イ 出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの<u>前職務相当</u>の旅費</p> <p>(旅費の特例)</p> <p>第40条 任命権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項若しくは第64条<u>又は船員法(昭和22年法律第100号)第47条</u>の規定に該当する理由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が、</p>

改正案	現行
<p>定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給することができる。</p> <p>(法と規程との関係)</p> <p>第41条 この条例に定めるものを除くほか、職員等の旅費の支給に関しては、国家公務員等の旅費に関する法律及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）の規定を準用する。</p>	<p>労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は<u>船員法第48条</u>の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給することができる。</p> <p>(法と規程との関係)</p> <p>第41条 この条例に定めるものを除くほか、職員等の旅費の支給に関しては、国家公務員等の旅費に関する法律（<u>昭和25年法律第114号</u>）及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）の規定を準用する。</p>

(1)おいらせ町職員に関する旅費支給条例 新旧対照表 (抜粋) (第1条関係)

改正前										現行								
別表第4 (第34条関係) 外国旅行の日当、宿泊料及び食卓料										別表第4 (第34条関係) 外国旅行の日当、宿泊料及び食卓料								
区分	日当 (1日につき)				宿泊料 (1夜につき)				食卓料 (1夜につき)		区分	日当 (1日につき)			宿泊料 (1夜につき)			食卓料 (1夜につき)
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方				指定都市	甲地方	乙地方	指定都市	甲地方	乙地方	
職員	6,200 円	5,200 円	4,200 円	3,800 円	19,300 円	16,100 円	12,900 円	11,600 円	5,800 円		職員	4,800円	4,200円	3,900円	15,000円	13,000円	12,000円	5,700円
医師	7,200 円	6,200 円	5,000 円	4,500 円	22,500 円	18,800 円	15,100 円	13,500 円	6,700 円		医師	5,700円	5,100円	4,600円	18,000円	16,000円	14,000円	6,200円
備考										備考								
1 日当及び宿泊料の項中指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方とは、 <u>国家公務員等の旅費に関する法律別表第2の1の備考2に規定する指定都市の地域、甲地方の地域、乙地方の地域及び丙地方の地域をいう。</u>										1 日当及び宿泊料の項中乙地方とは、 <u>国家公務員等の旅費に関する法律別表第2の1の備考2に規定する指定都市の地域、甲地方の地域及び乙地方（丙地方を含む。）の地域をいう。</u>								
2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、 <u>丙地方につき定める定額とする。</u>										2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、 <u>乙地方につき定める定額とする。</u>								

(2)おいらせ町特別職の職員の旅費支給条例 新旧対照表 (抜粋) (第2条関係)

改正前										現行									
別表第2 (第2条関係)										別表第2 (第2条関係)									
1 外国旅行の日当、宿泊料及び食卓料										1 外国旅行の日当、宿泊料及び食卓料									
区分	車賃	日当 (1日につき)				宿泊料 (1夜につき)				食卓料 (1夜につき)	区分	車賃	日当 (1日につき)			宿泊料 (1夜につき)			食卓料 (1夜につき)
		指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方				指定都市	甲地方	乙地方	指定都市	甲地方	乙地方	
町長	実費	8,300円	7,000円	5,600円	5,100円	25,700円	21,500円	17,200円	15,500円	7,700円	町長	実費	6,500円	5,700円	5,200円	20,000円	18,000円	16,000円	7,100円
副町長 教育長	実費	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円	22,500円	18,800円	15,100円	13,500円	6,700円	副町長 教育長	実費	5,700円	5,100円	4,600円	18,000円	16,000円	14,000円	6,200円
備考										備考									
1 日当及び宿泊料の項中指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方とは、国家公務員等の旅費に関する法律別表第2の1の備考2に規定する指定都市の地域、甲地方の地域、乙地方の地域及び丙地方の地域をいう。										1 日当及び宿泊料の項中乙地方とは、国家公務員等の旅費に関する法律別表第2の1の備考2に規定する指定都市の地域、甲地方の地域及び乙地方 (丙地方を含む。) の地域をいう。									
2 船舶又は航空機による旅行 (外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。) の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。										2 船舶又は航空機による旅行 (外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。) の場合における日当の額は、乙地方につき定める定額とする。									